

## 第7回 島根県子ども・子育て支援推進会議

### 第6回 島根県子ども・子育て支援推進会議少子化対策推進部会

#### 合同会議

日 時 平成27年1月30日（金）

8：45～10：30

場 所 島根県職員会館 多目的ホール

○渡邊調整監 皆様、おはようございます。本日は早朝から、またお寒い中、お出かけいただきましてありがとうございます。

ただいまから第7回島根県子ども・子育て支援推進会議、第6回島根県子ども・子育て支援推進会議少子化対策推進部会の合同会議を開催いたします。

まず、開会に当たりまして、島根県健康福祉部長の原が御挨拶を申し上げます。

○原部長 おはようございます。本日は、島根県子ども・子育て支援推進会議と少子化対策推進部会の合同会議という2つの会議を開催することとしております。委員の皆様には、早朝から御出席いただき、まことにありがとうございます。また、日ごろより子ども・子育て支援に係る施策の推進につきまして、大変な御理解と御協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、国の新年度予算でございますけども、1月14日の臨時閣議におきまして予算が決定され、これから国会で審議が始まるというところでございます。新たな制度におきまず平成27年度の給付費につきましては、質の高い教育・保育が提供できるような量の拡充にあわせて、例えば3歳児の職員配置を20対1から15対1に改善するといったような改正が盛り込まれております。また、職員給与費につきましても、3%改善するということが質の改善として盛り込まれ、5, 127億円という財源が確保されたところでございます。

消費税の8%から10%の引き上げにつきましては、29年4月まで1年半先送りということになったわけですが、この子ども・子育ての新制度につきましては、予定どおり本年4月1日からスタートするということが決定したところでございます。県としても、市町村と連携しながら新たな制度の円滑な実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

本日は、これまで皆様からいろいろ頂戴しました御意見を踏まえまして、計画の全体的

な内容を御審議いただくこととしております。県の計画は、子ども・子育て支援法に基づく計画と次世代育成支援対策推進法に基づく計画を一体的に策定することとしております。施策の中には、双方の計画にかかわる内容もございますので、冒頭に申し上げましたように、推進会議と少子化対策推進部会の合同会議ということとさせていただいたところがございます。委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

○渡邊調整監 本日の会議でございますけれども、細田委員、飯塚委員、高麗委員が御欠席でございます。また、松宮委員でございますが、先ほど急遽、欠席という御連絡が入っております。柳樂委員におかれましては、おくれて来られるという連絡を受けております。それから専門委員として、加川委員、押越委員、花田委員、渡邊委員が御欠席でございます。また、向原委員でございますが、急遽、御欠席という御連絡が入っておりますので報告をしておきます。

したがいまして、推進会議、少子化対策推進部会、それぞれ委員の過半数の方の御出席をいただいておりますので、本会議は定足数を満たしていることを御報告をいたします。

議事の前に、本日配付しております資料を確認いたします。配付資料の一覧でございますが、レジュメの後ろにつけておりますので、これとあわせて御確認をいただければと思います。配付資料1「施策の体系」、資料2「計画の構成」、資料3-1「計画策定にあたって」、資料3-2「現状と課題」、資料3-3「計画の基本的な考え方」、資料3-4「施策の展開」、資料3-5「計画の推進」、資料4「計画の名称について」、それと参考としまして、第5章のイメージをつけております。それから、これから会議をしていただくわけでございますけれども、会議終了後も御意見等を承りたいと思っておりますので、意見の提出表をお配りしております。

それから、松浦委員のほうから、2月15日に出雲大社で開催される「フォーチュン婚活 in 出雲大社」というチラシを入れております。また後ほど御案内があらうかと思っております。配付漏れ等がございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入ります。これより先は高橋会長に進行をお願いしたいと思います。○高橋会長 それでは、早速始めたいと思いますが、きょうは早朝から、またこうして雪も降って大変足元の悪い中をお集まりいただきありがとうございます。また、今年度初めての会ということになろうかと思っておりますけれども、ひとつどうかよろしく願いいたしたいと思っております。

前回、合同会議を開催させていただいたところですが、非常にたくさんの御意見を頂戴いたしました。それを事務局のほうでかなり詰めまして、再構成をしていくという形をとらせていただいたようなところでございます。きょうは、この全体像がほぼ確定してまいりましたので、ひとつ、前回同様に御議論をいただきまして、ある程度、今回で煮詰めて、御了解をいただきたいというように思っております。10時45分からは、本会議のほうを開催したいと考えておりますので、非常に限られた時間ではございますけれども、御議論のほどをいただきたいと思っております。

それでは、早速、議事のほうに入らせていただきます。

まず、施設体系でございまして、この点について皆さんの御意見を賜りたいというように思っております。前回の会議でお示しした案については、保留という形となりまして、その後、前回会議の中でいただいた御意見をもう一度練り直しまして、新たに今回提示させていただいたものでございます。まず、その説明のほうを事務局からお願いしたいというように思っております。よろしくお願いたします。

○渡邊調整監 失礼いたします。まず、お手元の資料1、それから資料3-3、この2つを御用意をいただければと思っております。

まず、先般までの会議のところ、施策体系について検討いたしまして、12月22日に合同会議で、資料1の真ん中にあります修正案を、御提示させていただきました。その中で、さまざまな御意見をいただき、基本理念Ⅰ、「子ども」に焦点を当てて、「子ども」を一番に持ってくるということについていいという御意見。そうではなくて「地域づくり」、そういった「子ども・子育てをみんなで支える地域づくり」が基本理念のⅣに下がることについて疑問を感じるというような御意見がございました。やはり「地域づくり」を理念Ⅰとして、その上で「たくましい子どもの育ち」と続けるべきではないかというような御意見も頂戴をしたところでございます。事務局として再度検討したものを、一番右のところ、今回提示ということでお示しております。

まず前回、「地域づくり」を一番下に持ってきましたけれども、やはり三角形の土台を考えてみたときに、「地域づくり」というものがまず根底にあるんだらうと。そこから子ども・子育ての「環境を整備」し、子どもの最善の利益が図られるように、「子ども」を一番上に持ってくる。その三角形をイメージしていただくと、まずはその地域で支えるというものを土台に持ってくるべきであるということから、「地域づくり」を先頭に持ってこさせていただきます。

そして、次には、やはり「子ども」が一番ということですので、「子ども」に焦点を当てて、「子どもの育ちの実現」を2番目に持ってきました。その中で、先般の会議でも出ました、理念Ⅲのところがございますけれども、子ども、特に支援が必要な子どもというものが、これはやはり、委員のお言葉をかりれば、一体的に進められるべきものであるということから、「すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備」というものを基本理念のⅡの下に持ってきて一体的に行うということ。そして、「子どもを生み・育てることができる環境」、ワーク・ライフ・バランスでありますとか、そういったものを基本理念Ⅳということで組みかえさせていただければどうかということでございます。

そして、赤字で書いてあるところがございますけれども、基本理念Ⅱのところの基本施策2、③の「幼児期の教育・保育の充実」、従前は「幼児教育の充実」とございましたけれども、これはやはり保育も係るということで、「保育」を入れさせていただいているということ。

それから、基本理念Ⅲのところ、ここに「すべての子どもの」ということで、こういった幼児期の教育、あるいは保育の提供体制を確保し、環境を整備していくというものをここに入れさせていただいております。従前では「子どもの安心な預かり支援」ということでしたが、預かり支援ということよりも、子ども・子育て支援法でも言っております教育・保育の提供体制を確保し、充実を図るという意味合いから、こども施策の名称を変更させていただいているところでございます。

この理念につきましては、資料3-3の2ページをお開きください。その基本理念Ⅰでございまして、ここに書いてありますように「子育て・子育ちをみんなで支える地域づくり」ということで、例えば2番目の丸にありますように、核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化によって、そういった時代背景が変わってきており、地域ぐるみで子育て・子育ちを支える機能を充実・強化する必要があるということから、この四角で囲んでありますところ、「このため」というところ、企業、NPO、その他の団体、地域住民などの緊密な連携のもとに協働し、一体となって子育て・子育ちを支援する島根らしさを生かした地域づくりを進めていきたいと考えております。

それから、基本理念Ⅱでございまして、しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちを実現するというところで、1番目の丸でございまして、子どもが「生きる力」の基礎を養っていける環境を整備していく必要があるとか、あるいは、幼児期から発達段階に応じ

た質の高い教育・保育を受けることができる環境を整備していく必要があるという、そういったことから、3ページ目の上のところの四角でございますけれども、次代を担う子どもが「生きる力」を身につけ、さらにみずからの可能性を開花できるような自立した若者に成長し、責任感と意欲を持って次代の社会や家庭を担っていけるよう、家庭、学校や地域、団体、企業等と連携・協力しながら、子どもの健やかでたくましい育ちを支える取り組みを進めるということにしたいと思っております。

そして、基本理念Ⅲ、ここで「すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備」ということで、質の高い教育・保育を受けることができるように、地域の実情に応じた教育・保育施設等の確保・充実を図る必要があるということ。それから、さまざまな困難を抱える家庭、あるいは子どもに視点を当てていく必要があるということから、住んでいる地域、保護者の就労状況、家庭環境、障がいの有無等にかかわらず、全ての子どもが個人として尊重され、健やかに成長できる環境づくりを進め、子どもにとって最善の利益が図られるよう施策を推進していくこととしております。

それから、4ページ、基本理念Ⅳの「安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備」というところでございますけれども、仕事と子育てが両立できる環境を整備する必要があるということ。あるいは結婚し、子どもを生み育てたいと願う全ての人の希望がかなうよう、結婚対策の取り組みを充実させる必要がある。これらのことから、子育てに対する不安や負担への対応を進め、結婚し、子どもを生み育てたいと願う全ての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てできるよう、行政や団体、企業、ボランティアが連携・協働しながら、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備を図っていくという、この4つの理念のもと、この施策の体系をこのように御提案をさせていただくところでございます。以上でございます。

○高橋会長 それでは、事務局のほうからは資料3-3でございます、計画の基本的な考え方も交えて説明をいただいたところでございます。今回提示させていただいた施策体系について、皆さんの御意見を賜りたいというように思います。よろしく願いいたします。

前回かなり議論がし尽くされまして、それを受けてこの体系を示させていただいたところでございます。もし御意見がないようでしたらば、この施策体系でまいりたいというように思っております。一応、御了解いただいたものとして次のほうに進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○坂本委員 済みません。

○高橋会長 はい、どうぞ。

○坂本委員 しまね子どもセンターの坂本です。

一つ確認したいことがありまして、前回のときには基本理念のⅠのところ「子どもの育ち」というのが入ってございましたけど、今回は「地域づくり」が基本理念Ⅰになっております。子どもの育ちというのはやっぱり人づくりという部分があると思います。先にそれがあって、次、地域づくりではないかなというふうに考えていたんですけど、その辺の根拠とかというのを少し教えていただけたらいいかなと思います。

○高橋会長 事務局のほうでお答えいただきたいと思いますが。

○渡邊調整監 まず、この計画そのものが、次世代法の計画も踏まえるということになっておりまして、その中では地域で支えるということが最初に来ております。地域はやはり人があって、その集合体が地域というような考えもあると思いますが、現在、地域のつながりというのが希薄化しているとかというようなことが言われておりますので、まずそういったところから県民意識の醸成を図っていくということが肝要かと思っております。そういったことをまず土台とする。先ほど申しましたけど、三角形の土台は地域であり、地域みんなで支え合っていきましょうということが肝要ではないかということから、こちらのほうを上を持ってこさせていただいたわけでございます。先般も委員の中から、いきなり子どもの教育から入るのはどうか、教育のビジョンであればそれはいいかもしれないけれどもというご意見がありましたので、その辺も考慮をさせていただいたということでございます。

○高橋会長 坂本委員さんからの確認というのは、基本的には前回提示があったピラミッドの図形がございましたけれども、そのことだろうというように私は思っております。それは変わりはないと。いわゆる底辺に地域づくり、それからその次に教育・保育の環境整備、そして、さらに一番上に子ども・子育てというそういったピラミッド型の図をお示しいただいたところだと思いますけれども、その考え方は基本的に変わっておりませんので、そういった点でつくらせていただいたというところでございます。

○坂本委員 今、お話を聞きまして確認いたしました。この計画の性格上、そういうふうに理念Ⅰが地域づくりになったというふうに確認いたしました。ありがとうございました。

○高橋会長 それでは、今回提示させていただきました施策体系に基づいて、計画をつくらせていただくということとさせていただきたいと思います。

続きまして、次の議題に入らせていただきます。

この計画の内容についての御審議ということでございますけれども、前回の会議において、計画の目次というところで、構成の中で子ども・子育て支援法に基づく数値等を明記する部分については、一章別建てで行うということについては御了解をいただいたところでございます。きょうは参考という形で出させていただいておりますけれども、前回の会議で提出させていただいた第5章のイメージというものを示しております。この後、本会議を開催いたしますけれども、この第5章につきましては、非常に重要なものでございますし、中身をもっと精査したものと、本会議の中では討論をさせていただきたいというように思っております。ただ、計画を策定するに当たっては、この第5章というのをどこの場所に、目次としましては第5章として掲げてはおりますけれども、これをどこの部分に順序立てて置いていくのかということ、この件につきましてはいろいろ御意見をいただきまして、前回の会議の中では保留という形として思っているところでございます。したがって、今回はこの第5章のところをどこに置くかということを議論させていただきたいというように思っております。ただ、それぞれの内容、1章から6章までの内容についてまず御議論をいただきたいというように思いますので、そのような形で会を進めさせていただこうというように思っております。それで、まず第1章から第3章まで、それから第6章について事務局のほうから御説明をいただきまして、それぞれの章について皆さんの御意見をいただこうというように思います。よろしく申し上げます。

それでは、第1章から第3章、そして第6章の内容について、事務局のほうから御説明をいただきたいと思っております。

○渡邊調整監 失礼いたします。第1章、資料3-1でございます。計画の策定に当たってというところでございますが、これにつきましては、従来から計画に記載する内容についてということで、こういった項目についてはこういった内容を記載をしていきますよということでお示しをしていたかと思っております。それを今回、文章化したということで御提案させていただくところでございます。

まず、計画の策定に当たってということで1ページでございますが、計画策定の趣旨というものを記載しております。背景なり目的を記載しているというところでございます。冒頭では、全国的に少子化が進むということで、本県においてもそういった状況にありますので、次世代育成の対策推進法に基づいてしまねっ子すくすくプランの計画を立て、それにより取り組みを進めてきたこと。しかしながら、合計特殊出生率は増加に転じておりますけれども、依然として人口の均衡に必要な2.07という数値を下回っており、少子

化に歯止めがかからない状況が続いているということでございます。このような中、平成24年8月に子ども・子育て支援推進法が制定をされ、27年、本年4月から実施をされるということになったこと。それから、次世代法でございますが、これが10年間延長になり、引き続いて、そういった支援をしていくということでございます。それから、人口減少問題がクローズアップをされたということで、まち・ひと・しごと創生法が成立をするなど、新たな取り組みも始まりつつあるということ。

そういったことから、島根県におきましても、安心して子どもを生み・育てることのできる社会の実現、あるいは困難を抱える子どもを含めた全ての子どもが健やかに成長できるよう、質の高い教育・保育の総合的な提供、あるいは社会的養護体制の整備・充実を図る必要がある、このような認識に基づきまして、県を挙げて計画的、総合的に少子化対策、子ども・子育て支援、あるいは次世代支援を推進するための新たな指針として計画を策定するものでございます。

2ページ目でございますけれども、計画の性格でございます。法定計画であったり、他の計画との関係を記載しております。この計画の性格でございますけれども、既に御承知のように、今回策定する計画は子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、それから母子及び父子並びに寡婦福祉法の3つの法律に基づく計画でございます。子ども・子育て支援法に基づく計画は新たに策定をすること。次世代育成支援対策推進法、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく計画は、既存の計画を継承する形で策定するということ。そして、島根県総合発展計画を初めとするさまざまな計画と整合性を図りながら策定をしていくということでございます。

計画の期間は、平成27年度から31年度までの5年間といたします。

続きまして、資料3-2でございます。島根県の子ども・子育てを取り巻く現状と課題ということでございますが、まず、少子化に歯止めがかからないというようなことから、少子化の進行について、1ページのところでデータを載せて、その分析をさせていただいておるところでございます。

2ページでございますが、少子化の要因ということで、未婚・晩婚化の進行、あるいは夫婦の出生児の減少であるとか、子どもを生む若い世代の減少等が上げられるということでデータをお示しをしております。

ここに掲げてありますデータといいますのは、県の統計データ、あるいは県が一昨年、25年の11月に実施をしました少子化に関する意識調査、あるいは母子、寡婦、父子の



実態調査を実施しておりますので、そこから得られたデータを記載をさせていただいております。なお、先ほど申しました実態調査あるいは意識調査のほかには保育現場の調査や幼稚園の就労状況もあわせてこの会議でお示ししたところでございますが、そういったデータ、それから各種の統計データにつきましては、別途、資料編ということで御用意させていただこうと思っております。ここについては、主なものということで資料をつけさせていただいたということで御理解をいただければと思っております。

続きまして、先ほども開いていただきました資料3-3でございますが、計画の基本的な考え方でございます。これにつきまして、先ほどは2ページから理念のところを御説明をさせていただきましたが、その上に目指す社会像というものを考えております。この社会像でございますけれども、島根県には、ここにも記載しておりますように、本当に豊かな自然とかすぐれた伝統、文化がございます。それから、都市部では失われてしまった地域社会でのつながりというような温かみのある人間関係、そういったものも受け継がれているということ。それから3世代同居とか、あるいは近居の割合が比較的高いという子育てしやすい環境が整っているというような特徴もございます。そういった地域の宝が急速な少子化の進行により失われつつあるということで、この宝を守って育むことってということは県を挙げての課題であり、取り組まなければならないと思っております。それから、価値観とかライフスタイルが多様化しておりますので、子どもをめぐる問題、子育てに対する不安や負担感が増大をしているということ。

それから、子どもに目を向けてみますと、子どもというのは親にとってかけがえのない存在であるとともに、地域の宝でもあり島根の未来を担うかけがえのない存在であるということでございますので、「このため」以降、いろいろな社会を書いておりますが、目指すべき社会としては、やはり島根で育つ子どもたちの最善の利益が実現されるとともに、県民誰もが子育てするなら島根と感じられる社会の実現に向けて、社会のあらゆる力を結集して取り組みを進める必要があると考えております。

その2つの社会像を目指して、先ほど御説明させていただいた2ページ以降の4つの基本理念を定めるというものでございます。

○高橋会長 第4章、施策の展開についてはかなりの内容になっておりますので、別途説明をいただいた上で、皆さんの御意見を賜りたいというように思いますので、次は第6章のところの説明をお願いいたします。

○渡邊調整監 第6章でございますが、計画の推進について記載をさせていただいており

ます。この計画は県民が一体となって推進をする必要があるということから記載をさせていただいております。少子化の流れを変えるということ、そして、子ども・子育て支援を質、量ともに充実させていくためには、家庭、学校、地域、企業、行政など社会の全ての構成員がそれぞれの役割を果たす必要があるということで、そういったことをするためには、理解と協力を積極的に求める必要があります、県民等との協働のもとに社会全体で子ども・子育てを支援を進める必要があります。

それから、子ども・子育て支援の推進におきましては、やはり事業主さんとの連携というものも重要になってまいりますので、そこら辺の連携を一層密にしていきたいと考えております。

2番目には全庁的な推進を掲げております。部局横断的に情報の共有、あるいは施策の評価・分析を行い、全庁を挙げて総合的、計画的に施策の推進を図ってまいります。

それから、3番目は国・市町村との連携でございます。国・市町村とは密接な情報交換を行いまして、連携と協働を図ります。そして、役割分担も行いながら計画を推進していくことが必要でございます。

最後に、計画の点検・評価、見直しでございますけれども、この計画の策定後につきましては、子ども・子育て支援推進会議等を活用しまして、進捗状況でありますとか、計画全体の成果を評価・点検をし、公表していきたいと考えております。それから、社会情勢の変化や本計画の達成状況、市町村計画の見直し状況等を踏まえまして、必要に応じて弾力的に計画の見直しを行ってまいるといふふうに考えております。以上でございます。

○高橋会長 それでは、順次、第1章から皆さんの御意見を賜りたいというように思います。

まず初めに、第1章、計画策定にあたってのところでございますけれども、資料3-1で御説明がございましたが、御意見あるいは御質問等お願いいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

それでは、山下委員さん、お願いいたします。

○山下委員 御説明いただきましてありがとうございます。

先ほどの坂本委員さんの御質問も、この島根子ども・子育て支援新制度の計画の骨組みのところでの確認であったかと思っております。

まず、この第1章の2ページになりますか、計画の性格のところを見ましても、やはり法令上のこの計画の位置づけというものが埋もれてしまっているというような印象を持ち

ます。やはり今回は、県としてこの計画の中に盛り込むべきこと、都道府県がなすべきことというのはもう既に全国どこでも同じようにやっていることだと思うんですが、この4行目のところですね、主体は市町村なわけですけども、市町村の子ども・子育て支援計画というものが既にあるわけですが、その単なるデータの集積が県の役割ではなく、広域的な見地から教育・保育を提供する体制の確保というところが県の役割であるかと思いません。その意味で、人材は確保できるのか、あるいは施設の推移の中で新たな教育制度に向かって幼児期の教育・保育は担保されるのかといった議論がなされるべき、これがこの会議の位置づけであるかと思っております。その中で、あわせて次世代育成支援についても計画が10年間延長されたので、タイアップする形でこの計画に盛り込むことも可であるということであったかと思しますので、やはりこの計画策定に当たって、健康福祉部の御担当の部署が少子化対策というところから始まっていて、そのためであるかとは思っておりますけれども、やはりここはチルドレンファーストの子ども・子育て支援新制度についての県の姿勢というものをまず打ち出す計画であるということをわかりやすく書いていただきたい。順序、骨組みの問題ですけど、そのように感じております。そうした意味から、第5章が実は今後の計画の中で市町村も県がどのように考えているのか注目するところだと思うんですが、いまだ策定のさなかであるというところはやはり大きな問題かなと思っております。以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

事務局のほう、よろしゅうございましょうか。

御意見をいただきましたので、もう一度、県としての丁寧さといいたいましょうか、姿勢を明確にあらわしていくという、そこのあたりのところを丁寧に記していただきたいというところだろうと思います。よろしく願いいたします。

どうでしょう、第1章にかかわる御意見ございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

では、そのように取り計らわせていただきます。

では、続いて第2章、島根県の子ども・子育てを取り巻く現状と課題というところでございます。よろしく願いいたします。

はい、どうぞ、坪内委員さん、お願いいたします。坪内委員さんです。

○坪内委員 失礼いたします。私立幼稚園のほうから参加させていただいております坪内です。

事前に目を通させていただきました資料と、本日、手元のほうにいただきました資料で、この第2章について若干構成が変わっているのかなと思って見させていただきました。事前の資料では、2ページの少子化の影響というところもございました。そのほかも少し今回の資料では構成が変わっているなどと思って見させていただいたんですけども、先ほど第1章のところでもお話がありましたが、私は事前の資料でいただいた2ページ目の少子化の影響というところで、少子化対策は待ったなしの状況であると、スピード感を持って早期に実効性のある対策を打ち出さないといけないというような文言ですとか、それから、子どもや子育て家庭を取り巻く状況というようなところ、あるいは行政に期待する施策での子育てに伴う経済的な負担を軽くするという要望が多かったというようなデータなど、こういったところというのは、今回の子ども・子育て支援のこの計画の現状の課題というところでも非常に大事なところではないかというふうに思っております。そこがどのような経緯で今回、事前の資料から本日の資料に変更されたかというような趣旨を御説明いただけますでしょうか。

○渡邊調整監 事前に配付しました資料につきましては、膨大なページになっております。計画の中身に行く前に、こういった資料が膨大にあるということは、構成上いかがかということがございまして、とりあえず必要なもの、先ほど申しました県として実施をしてきた意識調査であるとか、そういったことに重きを置いて必要なものを前に持ってこさせていただきます。その上で、前回の資料にもつけておりますデータというのはやはり重要な資料でございます。それに基づいて、後ほど説明をいたしますけれども、先般も御審議をいただきました施策の展開の中の現状と課題というところがあります。そこにこういった現状があって、こういう課題がございまして、そこにも書き込まれています。要するに、重複している部分があると思っております、データから読み取れるものはこうですというものがまずあって、それに対して分析をしてこうだというのは第4章の現状と課題のところに移させていただいて、資料編ということでそれをつける。今回は時間的な余裕がなかったため、資料編をつけさせていただいておりませんが、そういう考えでおりますので、なくなったわけではございません。

○高橋会長 御意見をいただきたいと思っております。

それでは、一応、こういう第2章についてはこの方向性ということでまとめさせていただきたいというふうに思います。

それでは、第3章、計画の基本的な考え方というものでございます。特に目指す社会像

のところ、これまでの少子化対策の会の中で示された、計画の中で示されたものとは若干変わってきているというようなところもございますが、どうかこのあたりについて御意見をいただきたいというように思います。

どうぞ、どういった内容でもよろしゅうございますが。

ほぼこれは変えていないわけですが、内容としては、文言的なものについて、島根の目指す社会像といいましょうか、こういったようなものをポイントとして理念を書き加えさせていただいたところがございます。

一つ、子育てするなら島根が一番と感ぜられる社会というのが、島根が一番が取れてしまっておるわけなんです、何かちょっと寂しい気もするんですけども。何か皆さんのほうからいいアイデアございませんでしょうかね。

私としては、せめて、子育てするならふるさと島根といいましょうか、今、地域再生ということでかなり国のほうも力を入れようとしておりますし、ここに「ふるさと」という言葉でも入ったらどうかなって思うように思ってみたりはするんですけども。私の意見としてはそういうものとしておりますが。事務局のほう、どうでしょうか。

○平岡課長 ありがとうございます。事務局もどうでしょうか、すごく悩んでいるところがあります。考え方としては一番、二番を争うものではないだろうということで、「一番」というのは外しました。あと、やっぱり子育てしてよかったなとか、ここで子育てしたいなとか、子育てをすごく魅力的に感じてもらえるような、そういう島根であってほしいという思いで今、「一番」を取って見たところです。ですから、そういう意味でいえば、当然、県内におられる皆さん、あるいは県内で育っている子どもたち、将来にわたって島根でというのがありますし、できれば島根とは関係ない人も島根に来ていただいて子育てをしていただければという思いと、両方あります。そういう意味で、その「ふるさと」というのをどういうふうに評価をするかということはあるかと思いますが。

○松浦委員 済みません。

○高橋会長 はい、どうぞ、出してください。

○松浦委員 私は高橋先生の「ふるさと」を入れたらいいなと思いました。

うちの孫が江津のほうに里帰りしまして、真っ赤なほっぺをして帰ってきまして、東京に帰っても1週間たっても2週間たっても治らないんですね。どこの病院に行っても、こんなのは、リンゴ病かなっておっしゃって、リンゴ病は大体3日で治るんですけど、それが治らないんですね。江津から帰って、これってもしかしてしもやけと思って、ちょっと

有名な先生に連れていったら、ここでもう何十年ぶりに僕はしもやけの男の子を見たっておっしゃって、それほど寒いんだけど、こんな子がいるんだっていうことを東京で驚かれたぐらいで、ぜひ「ふるさと」を入れてくださったら何かいいなあってふうに思いました。

○高橋会長 どうぞ、山下委員

○山下委員 皆様のふるさとを思われる気持ちはとてもよくわかりますし、生まれたところで15歳までどうやって育っていくかという、最初の15年間の教育の仕組みというのは今問われているところです。そういう意味で、この基本理念のIに地域づくりから始まって、島根県の広域の地域の中で子どもをどう育てるかということが、この計画の一番の目標であるということが理念として示されたことは適切といえますか、妥当だと感じております。

ただ、今、非常に重要なのは、この人口が少ない島根県の子育て環境を非常に魅力的なものにして、都会からもIターンで若い人がこちらに来るとか、あるいはUターンで戻ってくるとか、そうした県外からも若者が、流出ではなく流入してくる、そういう時代に入らないといけないという起死回生のときを迎えておりますので、余りふるさと、ふるさとということを言いますと、そこの枠が狭まってしまいますので、中山間地域研究センターなどの研究を見ても、過疎地域でそういったエネルギーがあるこの時代ですので、「島根」でよろしいのではないかなと思いました。

○高橋会長 どうぞ、持田委員。

○持田委員 先ほどもおっしゃいましたように、確かにふるさとしていうと、とても懐かしい、県外にいらっしゃる方は、ふるさとで子育てするっていうのはとっても何かほんわかした、あっ、帰ろうかなという気持ちになれるフレーズではあると思って、最初は私も「ふるさと」入れたらいいなと思ったんですけど、Iターンする方も結構いらっしゃいます。そういう人たちにとって、それから、前ちょっとお話ししたことがあるかもしれませんが、弊社には青森から来た子がおります。それは彼女が島根にいるから松江に来たんですけども、そういった人もいるわけで、Iターンの方も広くやっぱり島根で子育てしてもらいたいと。ふるさとに帰ってきてもらいたいというのは本当に十分ありますけれども、広く、それこそ「子育てするなら島根が一番」と入れなくてもいいんですけども、しやすいよということをするためには、そういう人たちにとってはやっぱり「ふるさと」よりも、Iターンのことも考えれば、あえて「ふるさと」。気持ち的にここを、島根をふるさとにしようという気持ちになるという意味では入れてもいいかもしれませんけれども、

Iターンの方のことを考えると、「ふるさと」入れなくてもいいのかなという気持ちでおります。

○高橋会長 それでは、いただきました意見を参考にして、もう一度、事務局のほうでも御検討をいただきたいというように思います。

はい、どうぞ、お願いします。

○児玉委員 出雲市の児玉です。

確認の意味もあるんですけども、先ほどの3章のところで、「子育て」と「子どもの育ち」という言葉が両方入っているんですが、これの立て分けはなされた上での表記かということをお尋ねしたいと思います。

実は出雲市の計画の中でもこれが議論になりまして、「子育て」は子どもの自立ということあるんでしょうけど、少し今、なじまなくなっているかなみたいな意見もあって、ちょっとこの立て分けが伺いたいことが1点と、それから、先ほど2章のお話がありましたけれど、実は送っていただいた資料は大変わかりやすかったように自分自身では思っておりますが、恐らく課題を抜かれたことで、課題が抜けた形、ですから表現、表題が現状だけになっているのではないかと思うので、もしそれなら、現状、課題を外すべきかなというように感じました。以上です。

○高橋会長 それでは、事務局のほうからちょっといただきたいと思いますが、いかがですか。

○渡邊調整監 子育て・子育てでございますけども、子育てには子どもの育ちと親の子育てという二面性がある。それから、子育てというのは、親の子育て。子育てっというのは子どもの成長ということで、先般の会議でも、坂本委員のほうからも確認がございましたので、そういった使い分けで整理させていただいております。

○平岡課長 第2章のほうをもう少し補足をさせていただきます。

当初、お示しをいたしましたのは、今現在あります次世代計画、これの踏襲版ということで、基本的にいろいろなデータを入れて、そのデータを踏まえて施策展開があるよということにしたらどうかということベースに考えていたんですけども、あまりそこを分厚くすると、施策に行く前の統計データが前半に物すごくあるという計画書になってしまうので、少し体裁的なことも含めて減量をさせていただいたというのが一つです。

それから、少子化の影響をあえて取ったのではないかということがあるんですけども、少子化の影響については、皆さん方も御承知のように、最近いろいろなことが言われてお

りますし、今考えられています少子化の大綱のほうでも、少子化の影響というのは本当に社会的な大きな影響があるというふうに言われています。これまで少子化の影響というのはそこまで言われていなかった、一般的ではなかったというふうに私は認識をしていますが、そういう意味でいうと、少子化の影響というのはもう一般的に大きな課題として認識されています。それは地域にとっても、経済社会にとっても、あるいは今生きている私たち、それから将来の子どもたちにとってもすごい大きな影響があるということがほぼ共通的な認識になっているのではないかとということがありましたので、第2章において、あえてそこを強調せずに、施策の中の現状と課題という中で記述したらどうかというふうに考えて変えさせていただきました。この辺、委員の皆さんでやっぱりそういうところはきちっと示しておくべきだということのお考え、御意見をいただければ、そこは特段こだわっているわけではありません。

○高橋会長 はい。

○渡邊調整監 児玉委員さん、一つ確認をさせてください。子育て・子育てということなんですけど、出雲市さんでは「子育て」というものについては、もうこの言葉自体を変えられたという。

○児玉委員 はい、出雲市では「子育て」の言葉を全て「子どもの育ち」に変えました。

○渡邊調整監 「子どもの育ち」に変えられたということ、わかりました。ありがとうございます。

○児玉委員 その立て分けが明確であればいいと思うんですけど。

○高橋会長 特に教育という視点がやはり強調されてくる必要が私はあるように思うんですよね。この「子育て」という言葉については、そちらの分野ではかなり議論をされていますので、ここについてはやはりもう一度検討をさせていただきたいというように思います。

それと、今のこの第2章の現状と課題ということですが、課題については、具体的には第4章のところで具体的な課題というものについては示させていただいたということでございます。このあたりのことにつきましても、確かに、第2章をそのまま見ますと、課題は書いてないんじゃないかというように思われがちなんですけれども、恐らくこの第2章にも前文が一応あろうかと思えますし、そういったところで今の趣旨を書き加えていただくというような形もあろうかと思えますし、今の点についてはもう一度、事務局のほうで再度検討をさせていただきたいというように思います。



○河原室長 補足ですけれども、今の第2章のところ、課題の話もありますし、あとデータの的にも、お話ししましたように、この章とそれから別冊のところ分けるということで、どういうふうに分けるかというところ、もう少し整理をして、2章のボリュームアップは必要だというふうに思いますので、後段の資料に持っていくもの、それから第2章に持っていくもの、それと課題との関連、そこのところ、もう少し整理をして充実させたいと思いますので、よろしくお願いします。

○高橋会長 それでは、第3章、計画の基本的な考え方は、そのような形で取りまとめをさせていただきたいと思います。

続きまして、第6章、計画の推進でございますけれども、皆さんの御意見をいただきたいというように思います。

はい、どうぞ、お願いいたします。

○中山委員 第6章の1番の県民が一体となった推進のどこなんですけれども、2行目、あんまり字句にこだわるのはどうかと思うんですけれども、「子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるためには、家庭、学校、地域、企業、行政」と、こうなるとるんですけれども、幼稚園は1条項ということで学校の範疇に入るかもしれませんけれども、保育所というのはこの文章でいくと、最後の全ての構成員の中に入るということですね。それで、子ども・子育てについて、保育所というのは大きな役割を果たしているんですが、その他の構成員の中でよろしいかと思うんであります。

○渡邊調整監 表現の見直しをします。ありがとうございます。

○高橋会長 よろしく願いいたします。

どうぞ御意見いただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、また皆さんのほうから御意見ございましたらば、うちに帰ってからでもよろしゅうございますので、それぞれ意見書を出していただきますようお願いいたします。

では、第6章につきましては、この方向で取りまとめをさせていただきます。

続きまして、第4章に移りたいと思います。施策の展開ということで、これまではA3判の表で議論をしていただきましたけれども、基本的にはこういった形で文章化をベースにして示させていただいているところでございます。具体的な事業という部分については、まだ記載はされておられませんけれども、目的、課題、方向性、こういったようなところについてはこのように取りまとめていただいております。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたしたいと思います。

○朝倉企画員 青少年家庭課、朝倉と申します。私のほうからお手持ちの資料3-4の説明をさせていただきます。

まず1ページをご覧ください。1ページにつきましては、前回お示ししたものと同一ものとなっております、特に修正は加えておりません。

それから、2ページから6ページですが、先ほど御審議いただいた施策体系の見直しに伴って、順番の入れかえをしておりますが、基本施策ごとの記載内容につきましては、前回お示ししたものと同一ということになっております。

続きまして、7ページをご覧ください。7ページ、4、施策の具体的な内容ということで、構成としましては、まず基本理念があり、その下に基本施策があり、そして施策があった上で、施策の目的、その下に現状と課題、そして一番下に施策の方向性というものが入っております。最終的には、一番下の施策の方向性の下に目的を達成するための事業というものを記載していくこととしておりますけれども、来年度の予算、事業につきましては、2月議会での審議で確定するものとなっておりますので、本日の段階ではまだ記載をしていないということになっておりますことを御承知おきいただければと思います。

7ページ以降につきましては、前回まででお示したA3の横長の資料、こちらを文章化したものとしておりますので、前回の会議でいただいたご意見を踏まえて、さらに加筆、修正を加えた部分について説明をさせていただきたいと思います。

1ページめくっていただきまして8ページ、施策②地域における子育て・子育て支援の輪の拡大のところですが、前回の会議で地域全体での子育て支援という中、NPOや高齢者というものは出てくるんだけど、そこから若者というものが抜けているという御意見がありました。このことを踏まえて、施策の方向性の1つ目の丸のところ、「青少年から高齢者まで社会の全ての構成員が、子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たしていく社会の実現に向けて」という文言を加えております。

続いて10ページ、施策②家庭や地域の教育力向上。ここも前回の会議で、子どもが自分自身をどう大切に思えるのかということが大切であることから、施策の方向性にもう一つ何かあったほうがよいのではないかと御意見がありました。このことを踏まえて、施策の方向性の3つ目の丸のところ、「子ども自身が自分を大切な存在として実感でき、「やる気」「責任感」が育まれるよう、子どもに役割を持たせることや、子どもを認める

この大切さについて啓発活動に取り組みます」という文言を新たに加えております。

続いて、14ページ。前回の会議で、望まない妊娠を防ぐために正しい性教育ということ盛り込んでどうかという御意見がありました。このことを踏まえて、施策の方向性の中に、「正しい性知識を理解し」という文言を新たに加えた形で方向性のほうを示しております。

それから、17ページ。前回の会議で、保育所の定員について、入所児童の適正化を図るという「適正化」という言葉がいいのか、入所児童の増加という「増加」という言葉がいいのかという議論がありました。このことを踏まえて、現状と課題の1つ目の丸のところですが、「待機児童解消のため、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保を図る」という表現に改めています。なお、施策の目的、施策の方向性についても同じ表現で修正を行っております。

続きまして、24ページのところへ進んでください。施策④人権が尊重される社会の実現。前回の会議で子どもの人権が尊重されるということに対する記載がないので、記載していく必要があるのではないかという御意見がありました。このことを踏まえて、現状と課題の1つ目の丸を新たに加えるとともに、施策の方向性の1つ目の丸、「地域ぐるみで人権に関する理解や知識を深めていく取り組みを進めます」という文言を加えております。さらに2つ目の丸、「幼児期からの発達段階や地域の実情等を踏まえ、人権尊重についての理解を深める教育を行うとともに、家庭や地域と連携しながら、一人ひとりの子どもの学ぶ権利が保障された、学校・学級づくり等を進めることにより、互いの人権を尊重し、望ましい人間関係を築いていこうとする意識・意欲を高める取り組みを進めます」という文言を新たに加えております。

最後に、25ページ。ひとり親家庭に対する支援ですが、ここにつきましては、ひとり親家庭等自立支援部会での審議を踏まえて、文言の加筆、修正を行っておりますので、前回お示ししたものにかかなり加筆しております。こちらにつきましては、部会での検討を踏まえた形でこういった文章表現に改めさせていただいているということになっております。

説明は以上です。

○高橋会長 実は、前回御協議をいただいた内容、もちろん加えて修正をさせていただいたところですが、ひとり親家庭の自立支援あるいは社会的養護の関係でございますけれども、これにつきましては新たに加えさせていただいているところでございます。どうか皆さんの御意見を賜りたいというように思います。よろしく願いいたします。

文言の修正等も行っておりますので、そうした点も見てはいただいているものだと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○高橋会長 はい、どうぞ、山下委員さん。この件に関して。

○山下委員 施策の方向性のところに、県がなすべきいろいろな今後の施策、行政的な課題というのが出てくるものだと思って読んでおりますが、17ページのところに放課後児童クラブの利用児童数云々ということがございまして、放課後の問題が出ておりますが、放課後児童支援員という資格についての研修が県の任務であるかと思えます。研修や人材育成について、方向性のところに特に出ないように思うんですけれども、それはいかがでございましょうか。

○高橋会長 どうぞ。

○平岡課長 研修のところというのは、一番下の丸のところにもいろんな専門性のところは触れているんですが、具体的にその記述を入れたほうがわかりやすいと思えますので、それも加えていきたいと思えます。

○山下委員 国の認める資格になったということで、非常に大きなものなので。

○高橋会長 ええ、そうですね、よろしく願いいたします。

どうぞ、いろいろな御意見あろうかと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

いろいろ、内容として、ほぼ皆さんのお考えは盛り込んでいるところがございますので、もしまたうちに帰られて、こういったところはどうなっているんだろうかということがございましたらば、直接連絡をいただいても結構でございますし、手元にあります意見書の体裁でも結構ですので、お知らせいただければというように思っております。

それでは、一応、この第4章について、施策の展開についてはこの方向でまいらせていただきたいというように思います。

続きまして、一つ、皆さんのほうに御議論をいただきたい点がございます。これは今の計画の内容については、事務局の示す構成に従って説明を受けたところでございますけれども、この構成をどのようにするのかということがございます。資料2の目次というものを見ていただきたいと思えますけれども、現在のところはこうした形で進めさせていただきたいというように思っているところでございます。この形でもって説明をさせていただいたところですが、前回、第5章の取り扱いについて、構成のところでもいろいろ御意見も出ておりましたので、この点について皆さんの御意見をもう一度賜って、このいわゆる目次、構成でございまして、こうした点について検討をさせていただきたい

というように思います。よろしく願いいたします。

いかがでしょう、山下委員さん。

○山下委員 先ほども申し上げたところでございますけれども、第5章につきましては、市町村のデータの集積ではない、県の施策としての方針がやはりその上に出てこなければならぬところだと思っております。ただいままでのところでは、この会議で示されたものは、一応数量的なデータにとどまっております。そうした意味で、この第5章の計画の中で、最後のところですね、人材確保及び資質の向上に必要な支援のところはまだきちんと定まっていないということで、ここからが一番、今回の計画の中では全国的にも、また県内でのさまざまな市町村からも注目される場所だと思います。保育の領域でさまざまな課題があるのであれば、それをどのように解決していくのか。やはり方向性を示す中で、私は養成校の代表で来ておりますけれども、養成校は其中で、県の計画に合わせて何をなすべきか、ここからが一番重要なところだと思っております。質の向上なども、研修、先ほども申し上げましたけれども、どのような研修が今後、全国的に必要とされていて、県内ではそれをどのようにやっていくのか、そこのところだと思います。本日は3ページの重要なところ、残念ながらこれからの課題となっておりますので、さまざまな団体の代表の方もおいでになりますし、この人材確保や質の向上に向けて、ここにどのような構成で何を盛り込むべきか、この会議で意見を集約していただきたいと思っております。

○高橋会長 どうでしょうか、皆さん、ほかの委員の方の御意見も賜りたいと思います。

私としましては、前回も少しお話しさせていただいたんですが、私も安来市のこの子育て計画についての務めさせていただいて、でき上がってはきているんですけども、この第5章については、施策の展開の施策の具体的な内容のところ書き込んでいくという、そういうやり方をさせていただいていたところでございます。そうはいっても、前回もお話しさせていただいたんですけども、やはりこの教育・保育の提供及び人材の確保・育成というのは、最も主要な部分になってきますので、そういう意味でこのところについては、県の政策として一番ポイントになってくるだろうというところで、あえて別章建てということを提案させていただいて、今に至っているところでございます。この別章建てということについては皆さんの御理解はいただいているところですけども、これをどういったあたりで示していくのか。あたりというのは、この章建ての1番にするのか、2番にするのかという、そういうような意味合いの現在議論をいただいておりますので、ぜひこうした点について、ここに持ってきたらどうだろうかという、そういう御意見ござ

いましたら、ぜひお願いいたしたいと思えますけれども。

はい、どうぞ、よろしくお願いします。

○原委員 原です。

今問われているというか、聞かれている質問というのは、第5章は数値目標を上げていく章ですか。

○高橋会長 はい、そうです。数値目標も入って、全県の各市町村の上げている数値目標等を集合させているという部分が一つございます。

○原委員 計画で現在は今ここまで来ていて、5年計画が終わる段階には何%までとか、幾つの数にしますというのを、このイメージでいくとそれが出るんですよ。

○高橋会長 そういうものでございます。この参考という、この第5章、イメージでございます。

○原委員 この1章、2章ってずっと読んでいたときに、5章だけ、普通は計画だと、どういうためにやっていて、どういうふうにやっていって、どう結論づけていくのかっていう筋立てのところ、何でこの5章だけ、変わった文言が入っているなってずっと見ていたんですけど、さっき高橋先生が説明していただいて、普通だったら4章の4の中に入れていく数値目標なんだけれど、あえてここに章を起こしましたっていうふうにおっしゃっていただいたんですけど、全体で見たときには何かバランスが悪いかなっていう感じがするんですね。なので、5章のタイトルを少し変えたほうが何かなじみやすいような気がします。目次として出てきたときに、1章があって、2章があって、このタイトルだけ見ていくと、施策の展開の後に、具体的な話が急に出てきて、推進するのはどんなふうにするんですよっていうのは、何となく表現としてわかりづらくなっていう気がしました。量的にはかなりの量になると思うんですけど。

○平岡課長 改めて第5章の位置づけをもう少し補足をさせていただきたいと思いますが、第5章の役割の一つとしては、今後5年間で、市町村が例えば保育所を何カ所つくるというような計画をつくられます。それをずっと積み上げたものが県の計画、全体像になるんですが、保育所の認可というのは県がやりますので、その市町村にもうこれ以上保育所が要らないという状況になっていると、そこに保育所をつくりたいと思った人が県に認可申請をされても、そこはもういっぱいですから認可はしませんよと言うことができます。逆に、あと100人分ほど市町村がつくろうと思っているところがあると、そこに認可の申請があれば、基本的にこれは認可をするという、そういうルールになっております。そ

れが今、市町村ごとにどういうふうになっているのかというのをこの計画上で示そうというのが一つの役割です。ですから、県の意思が働いているというわけではなく、そういう、市町村に保育所をつくりたい、幼稚園をつくりたいと思っておられる方々に、ここの市町村というのはこういう状況ですよ、ですから十分足りているところであれば、もう幾ら認可申請されても基本的にはだめですよということを示しておこうというのが一つの役割です。そこら辺が量の確保というようなところになっていて、そういう意味でいうと、これまで議論してもらった計画とは確かに異質なところがあります。これは、子ども・子育て支援法の中で決められたルールをここに持ってきているというところがあるため、異質なんですけれども、逆に言うと、それは示しておかないと、県民の皆さん、あるいは事業者の皆さんに島根県の状況というのはどうなのかということがわかりませんので、そこをきっちり示すという意味で、あえて別章建てにしているというところがあります。わかりにくいというところはあるかと思いますが、そういうことがあるということと、それから、山下先生からも御指摘がありましたように、そういう状況、市町村のこれから進めていこうとする状況も踏まえながら、県としてどうやって人材の確保・育成をしていくのかということも、これはこれとして県の考え方、姿勢として示していくという内容にもなっております。

○高橋会長 中山委員さん、何かございませんでしょうか。

○中山委員 そういう趣旨っていうの、よく理解できるんですけども、保育所とか幼稚園についてはそれでよろしいかと思いますが、認定こども園については特に県がかかわってくるということなんですけども、この見方すると、その4類型が一くくりになってしまっているということで、やはり各類型っていうの、全く異質のもんだと私どもは理解しております。看板は一本ですけれども、中身はもう全然違うと思っておりますので、それを一くくりにしてどうのこうのっていうのをデータ的に出させるというのはちょっとどうなのかと。多少、その辺を詳細に分けたほうが良いような気がします、非常に微妙なところではある。

○平岡課長 その考え方なんですけど、今はちょっと思いっきり象徴的な言い方をいたしました、もう少し正確に言うと、いわゆる保育が必要な子どもさん、それから幼稚園教育をしたい子どもさん、これがどれぐらいいるか。それに対して、それを受け入れる、これは保育所であれ、認定こども園であれ、保育でいえば認可外の保育施設も含めて、それがどれぐらいあるかということと比較して、まだ足りないのか足りているのかというこ

とを見ていきます。そして不足しているということであれば、認定こども園として保育ニーズを埋めていこうとするのか、保育所として埋めていこうとするのか、それについては当然、その時々状況や市町村のお考えもあろうかと思しますので、今回、示そうとしているのは、このやり方はこれから先、いろいろあろうかと思いますが、少なくとも現時点ではではこうですよということを決めていこうと。

それから、もう一つ、この中に入れている認定こども園については、既存の保育所なり幼稚園さんが認定こども園になろうと思うのであれば、行ける道だけはちゃんと確保しようということもこの数字の中に入ってきますので、まさにそういう意味でいうと、これはぱっと見たら何のことかよくわからないということはあるかもしれません。そこら辺になると、実は市町村の計画のほうがベースであって、そこでいろいろとお考え等も検討もされていると思しますので、県はそれをトータルしたものといいたいまいしょうか、また全県的な範囲、判断というのか、まとめでやっていますので、そこら辺もちょっと距離感があるかもしれません。

○高橋会長 私のほうで一つ、この会に対して御提案させていただきたいと思うんですが、今、合同会議という形で開催させていただいて、この案件を出させていただいているんですけども、この後、子ども・子育て支援会議のほうが10時45分から予定をされています。そちらのほうでもう一度この構成についての議論をさせていただくという形で進めさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

よろしゅうございまいしょうか。大変申しわけありませんけれども、そういう形をとらせていただきたいと思います。

それでは、最後になりましたけれども、名称についての御提案がございます。これについて、事務局のほうからよろしくお願いたします。

○渡邊調整監 資料4を御用意させていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

従来、鳥根県子ども・子育て支援事業支援計画（仮称）の名称についてということがございますけれども、こういった名称でこの計画を審議するということが会議を進めてきたわけがございますけれども、資料3-1でこの計画の性格というところが書いてございます。ここを抜き書きをしておりますが、この計画の性格、今回策定する計画というのは、子ども・子育て支援法、それから次世代育成支援対策推進法、母子及び父子並びに寡婦福祉法の3つの法律に基づく法定計画であるということがございます。そして、子ども・子育て



支援法に基づく計画は新たに策定をするもので、次世代育成支援対策推進法、それから母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく計画は、既存の計画がございますので、それを引き継ぐものという形で策定をするものでございます。今、次世代のものについては既存の、[参考]のところが上がっておりますが、愛称しまねっ子すくすくプランという計画でございます。それから、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく計画というのが、島根県ひとり親家庭等自立支援計画というものでございます。

2番目のところで、計画の名称の案でございますけれども、根拠となる法律に基づく計画名を以下のように併記する、それぞれの計画の名称を書くということで、島根県次世代育成支援行動計画、それから島根県子ども・子育て支援事業支援計画、島根県ひとり親家庭等自立支援計画というこの併記にしていきたいということでございます。その上で、この計画というのは、島根県の次世代育成支援行動計画を継承する計画でもあることから、愛称のしまねっ子すくすくプランを引き継いで全体の愛称としたいということでございます。

計画の表紙のイメージを2枚目におつけしておりますけれども、その3つの計画の名称を一番上に持ってきて、続いて「しまねっ子すくすくプラン」という愛称を持ってきたいと。そして、それに見合った何らかの挿絵をここに入れていきたいということを考えております。この「すくすくジャパン」といいますのは、国が子ども・子育て支援法を策定し、この事業を進めるに当たりまして策定をしたロゴでございます。これをとりあえず仮置きということで置かせていただいております。これが来るというわけではございません。こういったイメージでございますよという表紙のイメージでございます。以上でございます。

○高橋会長 それでは、計画の名称についてでございますけれども、何か御意見はございませうか。しまねっ子すくすくプランを受け継いでこうした計画、3本の計画が実質的には入っているわけですがけれども、名称としてはしまねっ子すくすくプランということでまいりたいということでございます。

よろしゅうございませうか。

それでは、この点については事務局提案のとおりとさせていただきたいと思っております。

きょうの議題は以上でございます。もし御意見がおありでしたらば、お配りしている意見提出シート、もしくは直接、事務局のほうに御連絡をいただければというように思っておりますので、よろしく申し上げます。

そして、またきょう、さまざまな意見をいただいておりますので、こうした事柄については計画へ具体的にどう反映していくのか、また文言の訂正等もあろうかと思えます。事務局と私のところで協議させていただいて、確定させていただきたいというようにさせてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予定の時間でございます。以上、こういった形で皆さんの御意見も賜りまして、大変ありがとうございました。以上で閉会とさせていただきたいと思えます。

○松浦委員 済みません、これだけ言わせていただいてもいいですか。

○高橋会長 どうぞ、チラシの御説明をお願いします。

○松浦委員 大事な時間を。皆様にお配りしております「フォーチュン婚活 in 出雲大社 VO. 2」なんですけど、現在、80名の定員に対しまして、160名の皆さんが応募してくださっております。VO. 1は230名でございまして、締め切りが2月8日でございますので、恐らく200名ぐらいにはなるんじゃないかと思えます。私たち、島根はっぴいこーでいねーたー、松江はっぴこ会は20代から40代っていうふうにいつもするんですが、現在、23歳から53歳まで幅広く皆さん来てらっしゃいます。ほかの企業のイベントでは大体45歳までの方が多いんですが、本当に勇気を持って、皆さん48とか49、女性も男性も本当に45以上もしっかり出てきてくださっております。できればたくさん来ていただきたいので、皆様お帰りになりましたら、50ぐらいまでは対応はさせていただきますので、ぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○高橋会長 はい、どうぞ、坪内委員さん、どうぞお願いします。

○坪内委員 済みません、今回、この第4章の施策展開のところでは、具体的な施策っていうのは2月議会以降というところで、今回は提示されないというところで先ほどお話がございました。実際に、どういうふうな施策で動いていっていかっていくというのは、非常に重要なところだというふうに思っていますが、今回、予算前に拝見できなかったというところがございます。そこの一番大事なところについて、県のお考えのもとにこれから具体的に進んでいくということだと思うんですけども、2月に予算というところがあるんですが、例えばそのところの中で、先ほどの課題のところでもありましたが、この島根県の現状としてももう待たなしの少子化の状況である、スピード感を持たないといけないっていう、私は先ほどの事前の資料の文言ぐらいの緊張感っていうのは、本当に今持たないといけないというふうに思っています。それによってこれからの島根が変わっていく、社会が変わるというふうに思っていますので、そのところでのこれからの予算どりっていうところは、

本当に慎重に吟味をしていただきたいというふうに思っていますし、先日の日経新聞では、第3子の幼児教育の無料化っていうところをもう京都のほうではすぐ4月から始めるというところが出ていましたし、もう1県出ていました。また、鳥取のほうではもうそれを制度として始めている地域もございます。というところで、やはり県として具体的に、今、上が18歳までのところで第3子以降の3歳未満児の無料というところの制度は県としてもお持ちですが、そのこのところもあと具体的には市町村によってばらばらな方向もございます。出雲のほうでは、これまでは幼児教育、第3子以降無料でありましたが、そこもまたこれから変わってくるというふうに聞いています。市町村によっても違いますが、やはりこれだけもう少子化が大きな問題となってきましたので、そのこのところの具体的なこれから動く施策をどういうふうに有効的にお金を充てていかれるかっていうところは、未満児だけではなく、幼児教育全体についてももう少し丁寧に予算組みのほうをぜひ考え、検討して、ぜひ無償化の方向で、国よりも早く動いていただきたいなというふうに思っています。

○高橋会長 要望ということでお聞きいただきたいと思います。

では、マイクお返しいたします。

○渡邊調整監 高橋会長様、ありがとうございました。

先ほど高橋会長からもありましたように、御意見等ございましたら、意見提出シートによりまして、2月の13日、金曜日でございますけども、これまでに寄せいただければと思います。よろしく願いいたします。

御審議いただきましたこの計画でございますけども、後ほど推進会議で第5章の部分について御審議をいただきますが、そのものもあわせまして、今後パブリックコメントを実施し、いただきました御意見を踏まえて、3月の中旬に最終的な計画をお示しする予定にしております。

もう一点、前回の会議においても確認をさせていただいておりますけども、委員報酬の支払い口座に変更があるという方がいらっしゃいましたら、会議終了後、事務局までお知らせをいただければと思います。

それでは、最後に健康福祉部長の原からお礼を申し上げます。

○原部長 委員の皆様には大変お忙しい中、早朝よりお出かけいただきましてありがとうございました。この会議、本当に回数をふやして、今回、推進会議も7回目ということになります。本当にお忙しい中、出てきていただいて、大変貴重な御意見、さまざまな視

点から出していただきました。できるだけ御意見については計画の中に取り込んでいるつもりなんでございますけども、先ほど申しましたように、まだまだ不満が残る部分とかあろうかと思っておりますので、もしそういうことがあれば、またこちら事務局のほうに御意見を頂戴すればと思います。

一応、何とか形ができ上がってきたかなというふうに思っております。これから先ほどあったようにパブリックコメントも出しますので、また県民の皆様の御意見も頂戴したいというふうに思っているところでございます。いずれにいたしましても、新しい子ども・子育ての新制度がスタートするというタイミングでございますので、その制度が島根県にとっても非常に効果的に動き出すようにということで、県としても一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思います。本日は大変ありがとうございました。

○渡邊調整監 以上をもちまして、合同会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

この後、10時45分から推進会議を開催をいたしますので、推進会議の委員の皆様、また引き続きよろしく願いいたします。部会の委員の皆様、どうもありがとうございました。